

事 務 連 絡
平成 23 年 7 月 27 日

各都道府県等衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

牛肉・稲わらから暫定規制値等を超えるセシウムが
検出されている件に対する緊急の対応策について

今般、農林水産省より「牛肉・稲わらから暫定規制値等を超えるセシウムが検出されている件に対する緊急の対応策」が示され、汚染稲わらを食べた牛の肉のうち既に流通している牛肉について、放射性物質の検査の結果、暫定規制値を超えた牛肉については、民間団体が買い上げて処分することとなりました。

本対策では、事業者が保健所に報告し、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 28 条の収去に応じた場合には、検査の結果にかかわらず、当該牛肉が買い上げの対象とされることとなったので、お知らせします。

参考：農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_suisin/110726_1.html